

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 1 号  
発行日 令和 7 年 1 1 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○規 則

- ・綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定  
(都市建築課) . . . 1
- ・綾部市老人福祉措置に関する規則の一部改正  
(高齢者支援課) . . . 2
- ・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正  
(市民・国保課) . . . 3

### ○告 示

- ・令和 7 年 9 月 綾部市議会定例会において認定された決算の要領の公表  
(財政課) . . . 4
- ・綾部市未熟児養育医療給付要綱の一部改正  
(子育て支援課) . . . 5

- ・綾部市多面的機能支払交付金交付要綱の一部改正  
(農政課) . . . 6

- ・綾部市公共下水道供用開始告示  
(下水道課) . . . 9

- ・令和 7 年 9 月末における財政に関する事項の公表  
(財政課) . . . 11

### ○公 告

- ・公示送達  
(税務課) . . . 22
- ・公示送達  
(税務課) . . . 23
- ・向田川河川整備工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式)

### について

- ・中村川河川整備工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式)  
(監理課) . . . 24
- ・豊里町防火水槽新設工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式)について  
(監理課) . . . 34
- ・公共下水道舗装復旧 (7-2) 工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式)について  
(監理課) . . . 44
- ・公共下水道舗装復旧 (7-3) 工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式)について  
(監理課) . . . 54
- ・マンホールポンプ設置 (7-1) 工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 64
- ・南庁舎解体工事条件付一般競争入札について  
(監理課) . . . 84
- ・所有者の判明しない猫の収容について  
(保健推進課) . . . 94
- ・公示送達  
(市民・国保課) . . . 95
- ・公示送達  
(税務課) . . . 96
- ・第 11 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について  
(高齢者支援課) . . . 97
- ・公示送達  
(税務課) . . . 122

・公示送達	
(税務課)	• • • 123
○教育委員会告示	
・「いじめ問題対策連絡協議会」	
開催告示	• • • 124
・令和 7 年度第 7 回綾部市教育	
委員会会議招集告示	• • • 125

## 規 則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 7 日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第 49 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 7 年綾部市条例第 47 号）附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和 7 年 12 月 1 日とする。

## 規則

綾部市老人福祉措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 14 日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第 50 号

### 綾部市老人福祉措置に関する規則の一部を改正する規則

綾部市老人福祉措置に関する規則（平成 5 年綾部市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 51 号

### 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「に領収書」及び「添付して」を削る。

第 24 条を次のように改める。

（高額療養費の支給申請手続の簡素化）

第 24 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法施行規則第 27 条の 16 及び第 27 条の 17 の 2 の規定による高額療養費の支給の申請は、法施行規則第 27 条の 17 の規定に基づき、省略すること（以下「手続の簡素化」という。）ができる。

- 2 手續の簡素化に係る申請は、国民健康保険高額療養費支給申請手續簡素化申請書により行うものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手續の簡素化を停止するものとする。
  - (1) 世帯主に異動があったとき。
  - (2) 指定された金融機関の口座に高額療養費の振込みができなくなったとき。
  - (3) 保険料を滞納したとき。
  - (4) 療養の給付に係る一部負担金の未払があることが明らかになったとき。
  - (5) 偽りその他不正な手段により高額療養費の支給を受けたとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が手續の簡素化が不適当であると認めるとき。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の綾部市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後の療養に係る高額療養費の支給申請について適用し、同日前の療養に係る高額療養費の支給申請については、なお従前の例による。

## 告 示

綾部市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定に基づき、令和7年9月綾部市議会定例会において認定された決算の要領を次のとおり公表する。

令和7年10月7日

綾部市長 山崎善也

- 1 令和6年度綾部市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和6年度綾部市市立診療所等特別会計歳入歳出決算
- 3 令和6年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算
- 4 令和6年度綾部市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 5 令和6年度綾部市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和6年度綾部市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 7 令和6年度綾部市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和6年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- 9 令和6年度綾部市上下水道事業決算
- 10 令和6年度綾部市下水道事業決算
- 11 令和6年度綾部市病院事業決算

（以下掲示済）

## 告 示

綾部市告示第166号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成25年綾部市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月29日

綾部市長 山崎善也

第7条に次の1項を加える。

- 2 保護者は、前項に規定する医療券の再交付を受けた後、紛失した医療券を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

様式第4号中

「

指定養育医療機関	名 称	
	所 在 地	
診 療 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

を

」

「

指定養育医療機関	名 称	
----------	-----	--

に

」

改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月29日から施行する。ただし、様式第4号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

## 告 示

### 綾部市告示第167号

綾部市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年綾部市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月29日

綾部市長 山崎善也

#### 別表2 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の項中

「

地目	10アール当たり
田	400円
畑	240円
草地	40円

を

」

「

地目	10アール当たり
田	400円
畑	240円
草地	40円

## (3) 加算交付額（環境負荷低減の取組への支援）

活動組織が、事業計画に定める活動期間中に、次のアからオまでのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合にこの項の（1）の額に加算できる。

対象農用地の面積に次に掲げる区分ごとの交付単価を乗じて得た額とする。

ア 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組

に改め、

- イ 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組
- ウ 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組
- エ 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組
- オ 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

区分	10アール当たり
長期中干し	800円
冬期湛水	4,000円
夏期湛水	8,000円
中干し延期	3,000円
江の設置等（作溝実施）	4,000円
江の設置等（作溝未実施）	3,000円

」

同表3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の項中「実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、」を「直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に」に改め、同表に次のように加える。

4 資源向上支払交付金（活動組織の広域化・体制強化）	資源向上活動（活動組織の広域化・体制強化）	活動組織への組織の体制強化に対する支援として、実施要綱別紙5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次に掲げる額とする。
----------------------------	-----------------------	---

## 告 示

区分	1組織当たりの交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	400,000円

別表備考中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、令和7年10月29日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

#### (経過措置)

2 この告示による改正後の綾部市多面的機能支払交付金交付要綱別表2 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の項中（3）加算交付額（環境負荷低減の取組への支援）（以下「環境負荷低減の取組への支援」という。）については、令和6年度までに綾部市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成27年綾部市告示第116号）に基づき交付金の交付を受けていた農業者団体等であって、綾部市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第2条に規定する事業計画に基づき実施される交付対象事業において、環境負荷低減の取組への支援を令和6年度に実施することとして当該事業計画に記載していた農業者団体等が、環境負荷低減の取組への支援の交付要件に該当する場合は、令和7年度から令和11年度までの間に限り、当該加算分を交付することができる。

## 告 示

綾部市告示第168号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和7年10月30日

綾部市長 山崎善也

1 供用を開始すべき年月日 令和7年10月30日

2 下水を排除すべき区域 井倉町、高津町の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置 井倉町、高津町の一部

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始すべき年月日 令和7年10月30日

6 下水を処理すべき区域 井倉町、高津町の一部

7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(1) 位置 高津町横枕8番地

(2) 名称 綾部浄化センター

## 令和7年10月30日 供用開始区域図

緩部浄化センター

凡 例	
	処理場(緩部浄化センター)
	供用開始済区域
	今回供用開始区域

告 示

綾部市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、令和7年9月末における財政に関する事項を別紙のとおり公表する。

令和7年10月31日

綾部市長 山崎善也

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

### 一般会計

歳入合計	8,650,804,928 円
歳出合計	8,353,870,002 円
差引残高	296,934,926 円

### 歳 入

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 ( % )
市 税	4,730,649,000	3,226,473,025	1,504,175,975	68.2
地 方 譲 与 税	236,000,000	77,705,000	158,295,000	32.9
利 子 割 交 付 金	2,000,000	2,656,000	△ 656,000	132.8
配 当 割 交 付 金	36,000,000	8,152,000	27,848,000	22.6
株式等譲渡所得割交付金	54,000,000	0	54,000,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	98,000,000	47,342,000	50,658,000	48.3
地 方 消 費 税 交 付 金	800,000,000	505,876,000	294,124,000	63.2
環 境 性 能 割 交 付 金	37,000,000	10,325,000	26,675,000	27.9
地 方 特 例 交 付 金	25,287,000	25,287,000	0	100.0
地 方 交 付 税	5,341,618,000	3,446,488,000	1,895,130,000	64.5
交通安全対策特別交付金	3,000,000	1,193,000	1,807,000	39.8
分 担 金 及 び 負 担 金	36,005,800	14,127,273	21,878,527	39.2
使 用 料 及 び 手 数 料	389,426,000	157,521,834	231,904,166	40.4
国 庫 支 出 金	3,186,539,285	829,833,801	2,356,705,484	26.0
府 支 出 金	2,033,513,000	97,929,152	1,935,583,848	4.8
財 産 収 入	39,303,000	12,844,101	26,458,899	32.7
寄 附 金	88,803,000	113,522,209	△ 24,719,209	127.8
繰 入 金	2,610,447,400	0	2,610,447,400	0.0
繰 越 金	12,534,875	12,533,518	1,357	100.0
諸 収 入	276,716,000	60,996,015	215,719,985	22.0
市 債	1,717,900,000	0	1,717,900,000	0.0
歳 入 合 計	21,754,742,360	8,650,804,928	13,103,937,432	39.8

### 歳 出

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 ( % )
議 会 費	189,165,000	105,275,376	83,889,624	55.7
総 務 費	3,733,683,246	1,378,599,020	2,355,084,226	36.9
民 生 費	7,541,294,340	2,404,256,758	5,137,037,582	31.9
衛 生 費	2,704,001,000	1,146,236,032	1,557,764,968	42.4
労 働 費	18,698,000	13,043,319	5,654,681	69.8
農 林 水 産 業 費	659,846,000	180,988,337	478,857,663	27.4
商 工 費	524,018,000	250,629,338	273,388,662	47.8
土 木 費	2,037,685,500	1,066,647,804	971,037,696	52.3
消 防 費	1,063,952,994	492,869,461	571,083,533	46.3
教 育 費	1,900,898,000	663,237,869	1,237,660,131	34.9
公 債 費	1,328,879,000	639,841,488	689,037,512	48.1
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
災 害 復 旧 費	32,621,280	12,245,200	20,376,080	37.5
歳 出 合 計	21,754,742,360	8,353,870,002	13,400,872,358	38.4

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

告 示

## 市立診療所等特別会計

歳入合計	4,006,906 円
歳出合計	12,792,974 円
差引残高	△ 8,786,068 円

歲入

(单位:円)

歲出

(单位:円)

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

告 示

## 農林業者労働災害共済特別会計

歳入合計	2,253,900 円
歳出合計	928,060 円
差引残高	1,325,840 円

歲 入

(单位:円)

歲 王

(单位:円)

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

国民健康保険特別会計

## 告 示

歳入合計	1,269,557,348 円
歳出合計	1,275,398,516 円
差引残高	△ 5,841,168 円

## 歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 ( % )
國民健康保険料	567,586,000	216,618,783	350,967,217	38.2
使用料及び手数料	177,000	58,300	118,700	32.9
国 庫 支 出 金	15,617,000	0	15,617,000	0.0
府 支 出 金	2,522,540,000	1,049,884,000	1,472,656,000	41.6
財 産 収 入	262,000	42,919	219,081	16.4
繰 入 金	355,167,000	0	355,167,000	0.0
繰 越 金	707,000	706,176	824	99.9
諸 収 入	2,668,000	2,247,170	420,830	84.2
歳 入 合 計	3,464,724,000	1,269,557,348	2,195,166,652	36.6

## 歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 ( % )
総務費	67,695,000	20,253,042	47,441,958	29.9
保険給付費	2,488,833,000	1,013,363,037	1,475,469,963	40.7
国民健康保険事業費納付金	839,633,000	223,910,266	615,722,734	26.7
保健事業費	60,659,000	14,977,416	45,681,584	24.7
基金積立金	968,000	749,095	218,905	77.4
公債費	231,000	0	231,000	0.0
諸支出金	2,705,000	2,145,660	559,340	79.3
予備費	4,000,000	0	4,000,000	0.0
歳出合計	3,464,724,000	1,275,398,516	2,189,325,484	36.8

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

## 介護保険特別会計

歳入合計 2,003,476,604 円

## 告 示

歳出合計	2,044,776,853 円
差引残高	△ 41,300,249 円

## 歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額	収 入 額	未 収 入 額	比 率 ( % )
保 険 料	817,438,000	413,786,830	403,651,170	50.6
使 用 料 及 び 手 数 料	51,000	10,000	41,000	19.6
国 庫 支 出 金	1,245,971,000	657,924,000	588,047,000	52.8
支 払 基 金 交 付 金	1,221,845,000	577,830,000	644,015,000	47.3
府 支 出 金	676,960,000	259,115,000	417,845,000	38.3
財 産 収 入	1,030,000	376,204	653,796	36.5
繰 入 金	922,412,000	0	922,412,000	0.0
繰 越 金	94,214,000	94,213,664	336	100.0
諸 収 入	534,000	220,906	313,094	41.4
歳 入 合 計	4,980,455,000	2,003,476,604	2,976,978,396	40.2

## 歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	比 率 ( % )
総 务 費	106,354,000	40,235,789	66,118,211	37.8
保 険 給 付 費	4,357,275,000	1,801,835,542	2,555,439,458	41.4
地 域 支 援 事 業 費	304,870,000	107,016,982	197,853,018	35.1
基 金 積 立 金	95,243,000	94,589,868	653,132	99.3
公 債 費	740,000	387,945	352,055	52.4
諸 支 出 金	95,973,000	710,727	95,262,273	0.7
予 備 費	20,000,000	0	20,000,000	0.0
歳 出 合 計	4,980,455,000	2,044,776,853	2,935,678,147	41.1

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

## 後期高齢者医療特別会計

歳入合計	264,384,136 円
歳出合計	260,762,447 円

告 示

差引残高 3,621,689 円

歲入

(単位:円)

歲正

(单位:円)

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

駐車場特別会計

歳入合計	6,950,206 円
歳出合計	3,666,622 円
差引残高	3,283,584 円

告 示

歲入

(単位:円)

歲正

(单位:円)

## ■令和7年9月末における歳入歳出の各款毎の予算の使用状況

## 住宅・工業団地事業特別会計

歳入合計 222,867,085 円

歳出合計 7,571,074 円

差引残高 215,296,011 円

告 示

歲入

(単位:円)

歲出

(单位:円)

(令和7年9月30日現在)

綏 財 市

財産に關する調書

令和7年度

■令和7年9月末における財産、公債及び一時借入金の現在高

公債		(単位:円)			
会計区分	前年度末 現在高	当該年度 上期借入額	当該年度 上期償還額	当該年度 上期現在高	
一般会計	15,412,097,555	0	594,027,229	14,818,070,326	
市立診療所等特別会計	4,100,000	0	0	4,100,000	
合計	15,416,197,555	0	594,027,229	14,822,170,326	

一時借入金		(単位:円)
会計区分	当該年度 上期現在高	
一般会計	0	
国民健康保険特別会計	0	
介護保険特別会計	0	

## 公 告

綾部市公告第127号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年10月2日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

## 公 告

綾部市公告第128号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年10月2日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

# 公 告

綾部市公告第129号

普通河川整備事業、向田川河川整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第507 72号  |
| (2) 工事名  | 向田川河川整備工事   |
| (3) 工事場所 | 綾部市篠田町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | L = 70. 7m<br>かごマット工（多段積型） A = 105 m <sup>2</sup><br>法面整形工 A = 120 m <sup>2</sup><br>締切排水工 一式 |
| (5) 予定期  | 令和7年11月12日から<br>令和8年 3月21日まで（130日間）   |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### （2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年10月14日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（[https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

#### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年10月17日（金）午前9時から午後6時まで

令和7年10月20日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年10月24日（金）から

令和7年10月27日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年10月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

- ①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和7年11月6日（木）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 公 告

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 72号 向田川河川整備工事	1	本案件
第507 73号 中村川河川整備工事	2	
第507 74号 豊里町防火水槽新設工事	3	

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場 所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾 部 市 長 様

公 告

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

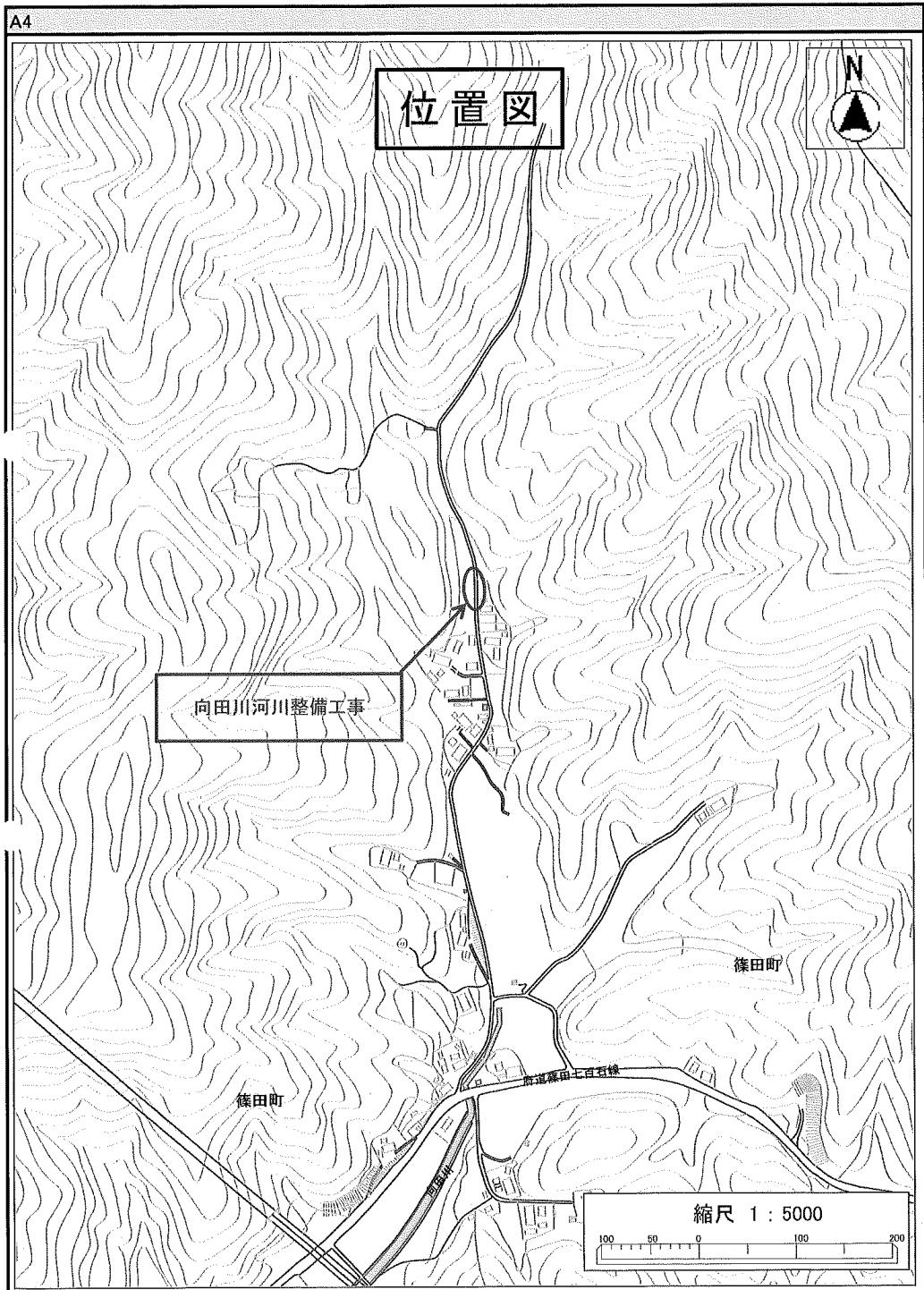
### 2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) (3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



# 公 告

綾部市公告第130号

普通河川整備事業、中村川河川整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 73号   |
| (2) 工事名  | 中村川河川整備工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市西方町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | L = 44.3m<br>かごマット工（多段積型） A = 102 m <sup>2</sup><br>工事用道路（敷鉄板） L = 62m<br>工事用道路（敷砂利） L = 37m<br>締切排水工 一式 |
| (5) 予定期  | 令和7年11月12日から<br>令和8年 3月11日まで（120日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### （2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年10月14日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

（[https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)）

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

#### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年10月17日（金）午前9時から午後6時まで

令和7年10月20日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年10月24日（金）から

令和7年10月27日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年10月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和7年11月6日（木）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 公 告

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 72号 向田川河川整備工事	1	
第507 73号 中村川河川整備工事	2	本案件
第507 74号 豊里町防火水槽新設工事	3	

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾 部 市 長 様

公 告

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

【記載上の注意事項】

**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

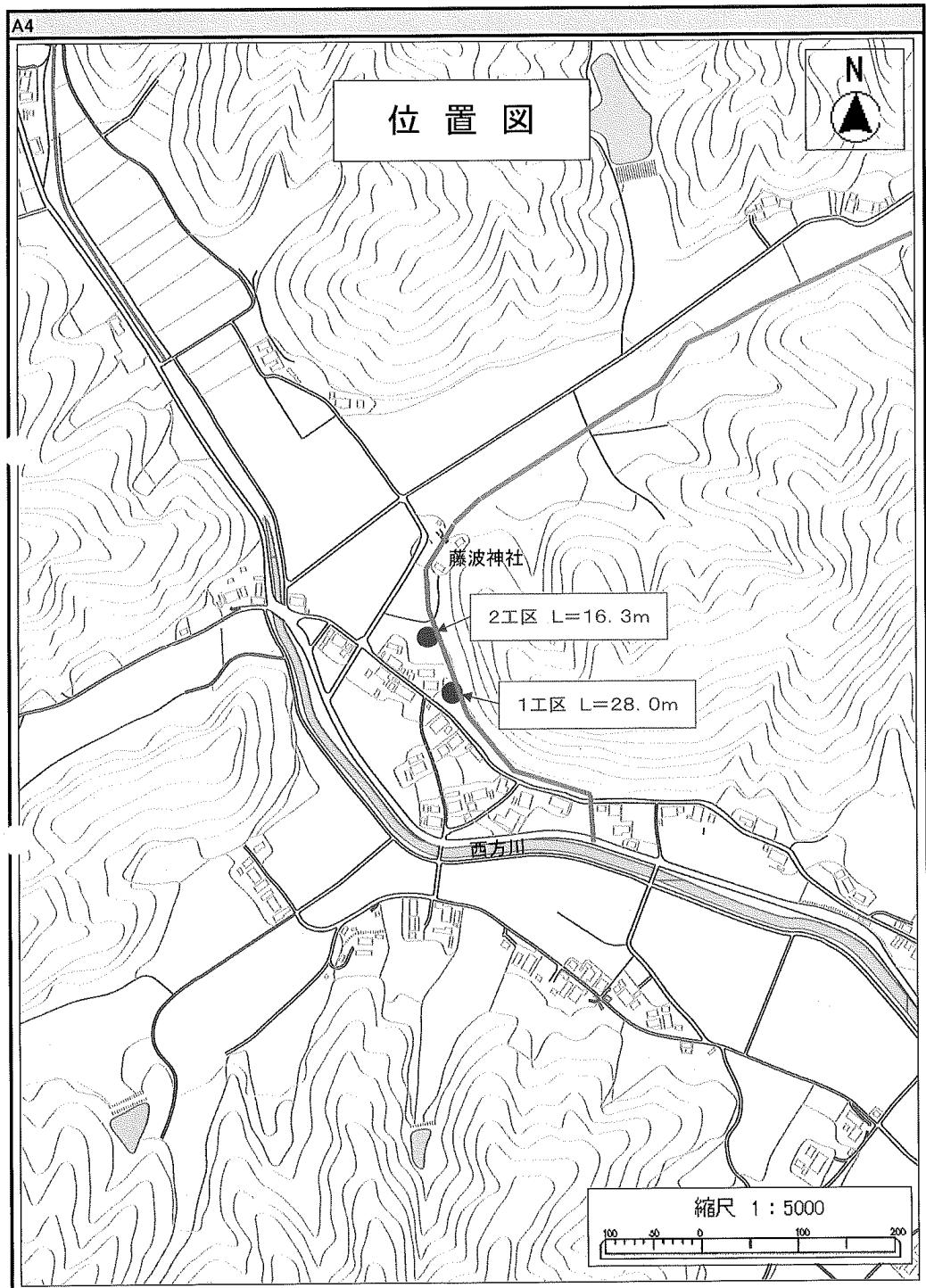
**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
 

(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

    - ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4, 500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



# 公 告

綾部市公告第131号

防災基盤整備事業、豊里町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第507 74号                               |
| (2) 工事名   | 豊里町防火水槽新設工事                            |
| (3) 工事場所  | 綾部市豊里町（別添位置図参照）                        |
| (4) 工事概要  | コンクリート防火水槽新設（無蓋40m <sup>3</sup> ） N=1基 |
| (5) 予定期工期 | 令和7年11月12日から<br>令和8年 3月21日まで（130日間）    |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

## (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

## 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年10月14日(火)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年10月17日(金)午前9時から午後6時まで

令和7年10月20日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

## 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

## 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年10月24日(金)から

令和7年10月27日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年10月29日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。  
②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和7年11月6日（木）午前10時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 公 告

### 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 72号 向田川河川整備工事	1	
第507 73号 中村川河川整備工事	2	
第507 74号 豊里町防火水槽新設工事	3	本案件

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

公 告

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾部市長様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

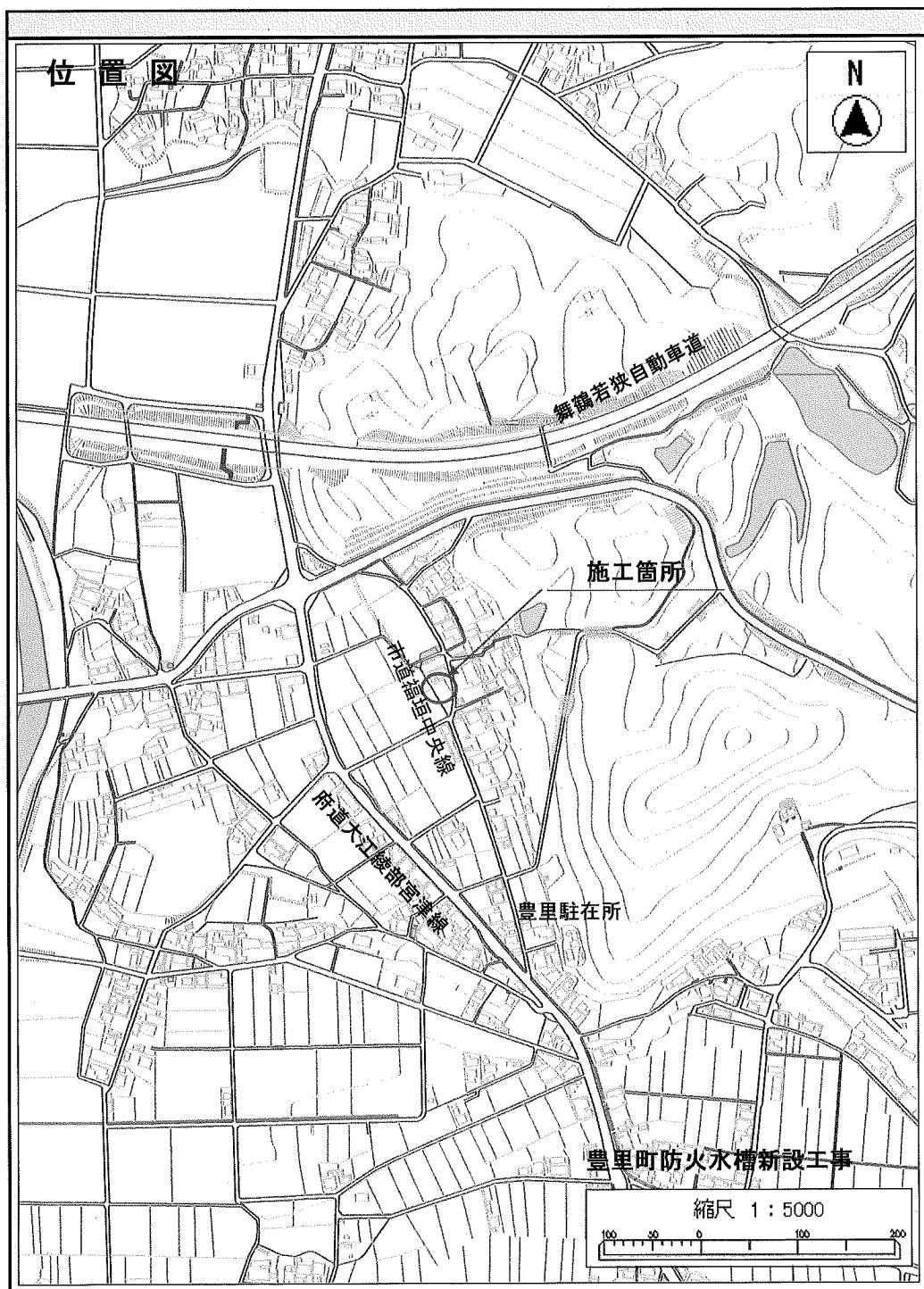
### 2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) (3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



# 公 告

綾部市公告第132号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（7-2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 76号   |
| (2) 工事名  | 公共下水道舗装復旧（7-2）工事   |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | L = 500.0m W = 4.4 ~ 7.1m<br>路面切削工 A = 2, 470 m <sup>2</sup><br>オーバーレイ工 A = 2, 470 m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 980m |
| (5) 予定期  | 令和7年11月12日から<br>令和8年 3月31日まで（140日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### （2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### （1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年10月14日（火）午前9時から  
②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

#### （2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年10月17日（金）午前9時から午後6時まで  
令和7年10月20日（月）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。  
②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。  
（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年10月24日（金）から  
令和7年10月27日（月）正午まで  
②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年10月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

- ①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和7年11月6日（木）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 公 告

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 76号 公共下水道舗装復旧（7-2）工事	1	本案件
第507 77号 公共下水道舗装復旧（7-3）工事	2	

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在 地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

公 告

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場 所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工 事 名)		手 (工 事 名)	
	持 (請負金額)		持 (請負金額)	
	工 (役 職 名)		工 (役 職 名)	
	事 (完了予定)		事 (完了予定)	

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

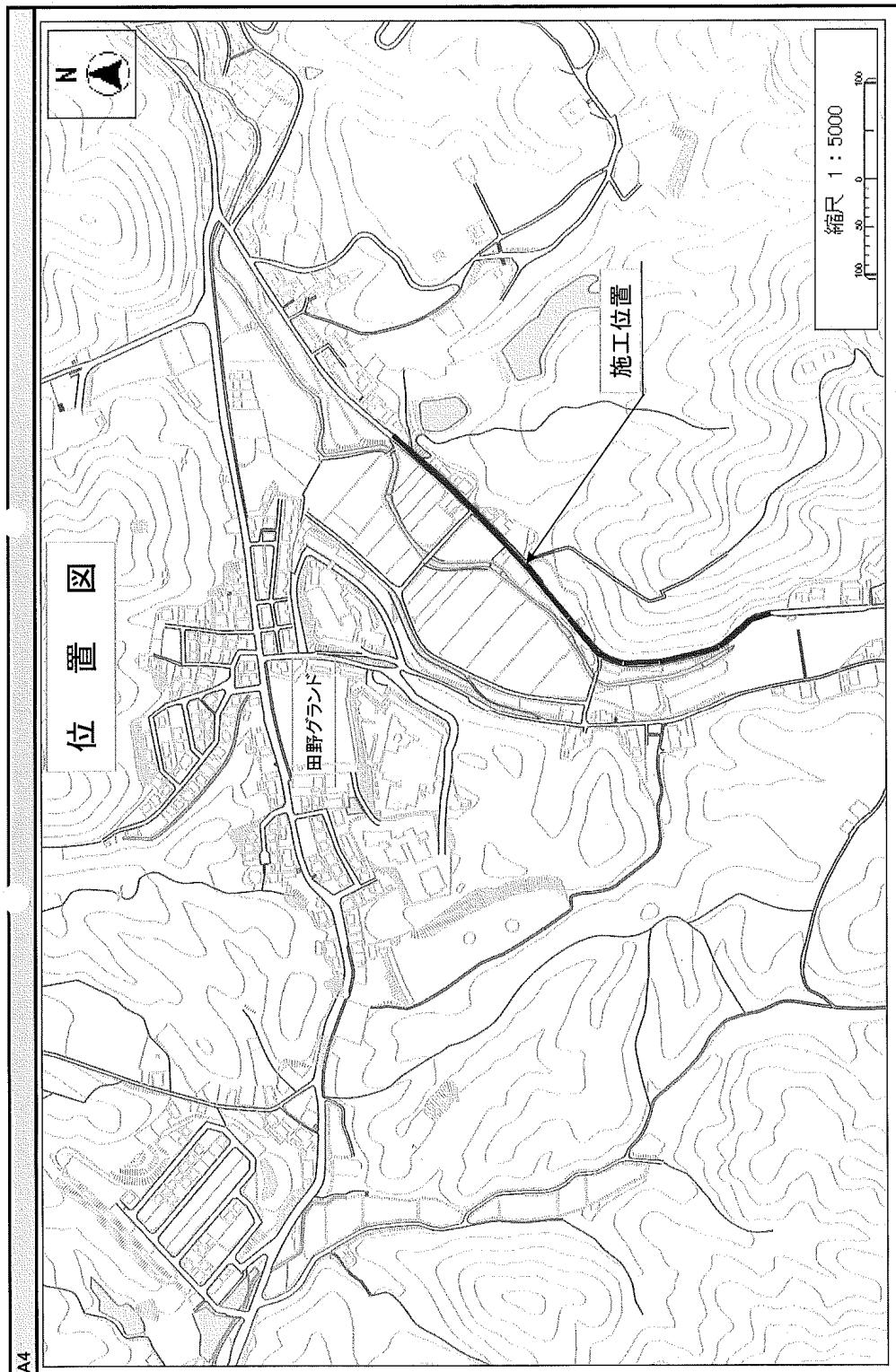
### 2) 主任技術者

- 1 補装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) (3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



# 公 告

綾部市公告第133号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（7-3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 第507 77号  |
| (2) 工事名  | 公共下水道舗装復旧（7-3）工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市味方町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要 | L=280.2m W=2.0~7.0m<br>アスファルト舗装工 A=1, 033m <sup>2</sup> |
| (5) 予定期  | 令和7年11月12日から<br>令和8年 2月19日まで（100日間）                     |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年10月14日(火)午前9時から  
 ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
`(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)`  
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年10月17日(金)午前9時から午後6時まで  
 令和7年10月20日(月)午前9時から正午まで  
 ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。  
 ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年10月24日(金)から  
 令和7年10月27日(月)正午まで  
 ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。  
 ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。  
 ④回答 令和7年10月29日(水)午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和7年11月6日（木）午前10時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 公 告

### 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

### 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（N o. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

（取り抜け方式の適用工事）

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第507 76号 公共下水道舗装復旧（7-2）工事	1	
第507 77号 公共下水道舗装復旧（7-3）工事	2	本案件

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在 地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

公 告

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場 所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願ひいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工事番号：

工事名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
	(氏 名)		(氏 名)	
1	手 持 工 事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	手 持 工 事	(氏 名) (工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

- 1 補装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) (3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

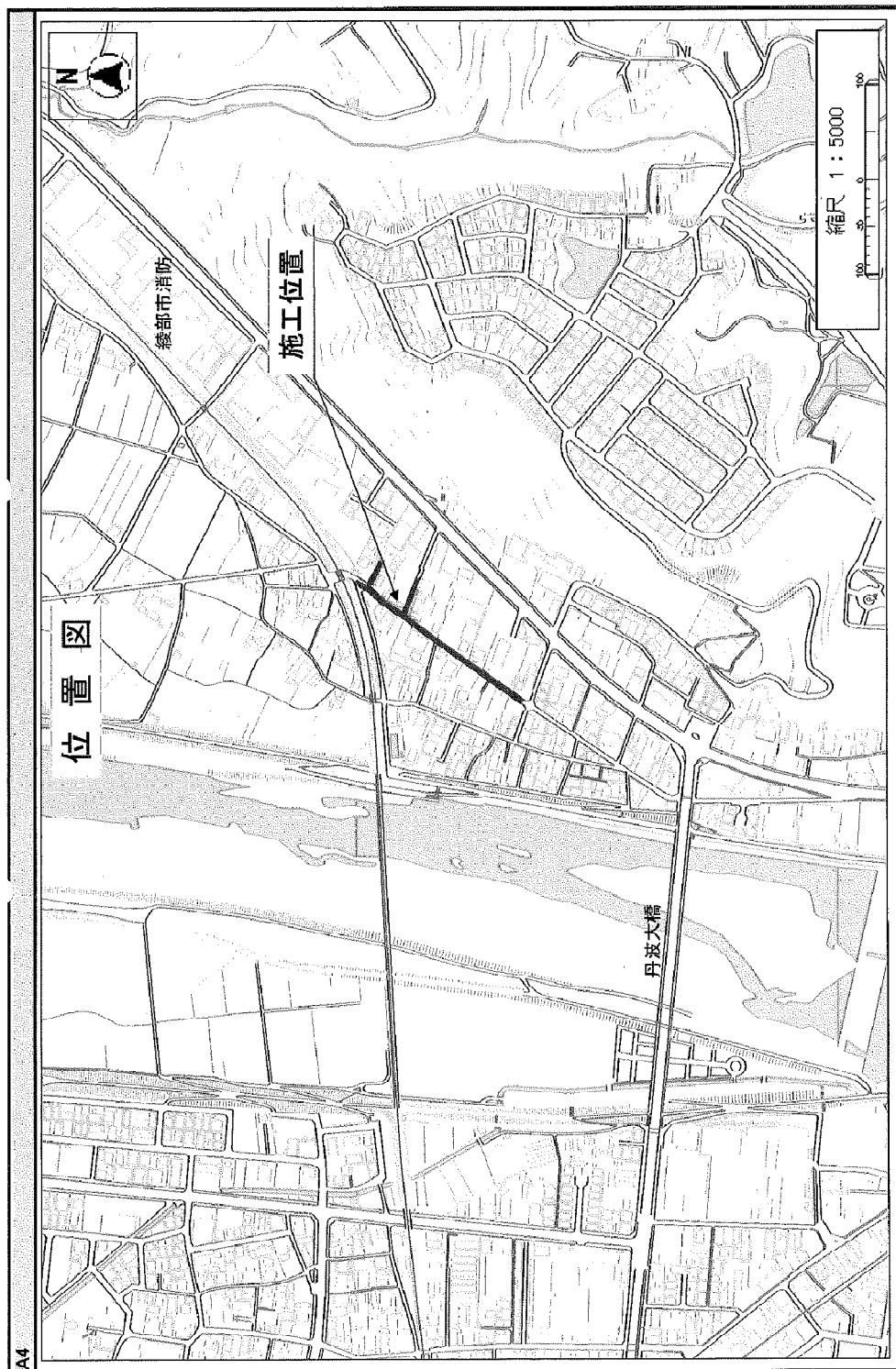
(3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

(4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。

- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
- ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。

(5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



A4

# 公 告

## 綾部市公告第134号

下水道整備事業、マンホールポンプ設置（7-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

### 1 工事概要

(1) 工事番号	第507 78号
(2) 工事名	マンホールポンプ設置（7-1）工事
(3) 工事場所	綾部市味方町（別添位置図参照）
(4) 工事概要	マンホールポンプ 1箇所
(5) 予定期工期	令和7年11月12日から 令和8年 3月21日まで（130日間）

### 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級又はB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年10月14日（火）午前9時から  
②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年10月17日（金）午前9時から午後6時まで  
令和7年10月20日（月）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。  
②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。  
（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年10月24日（金）から  
令和7年10月27日（月）正午まで  
②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。  
③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。  
④回答 令和7年10月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年11月6日（木）午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「下水道等 下水道等工事（機械設備工事）（N o. 10）

+ 下水道等 下水道等工事（電気設備工事）（No. 10）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当  
郵便番号 623-8501  
所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階  
電話番号 0773-42-4276（直通）  
FAX番号 0773-42-4406（代表）  
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

公 告

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾部市長様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工事番号：

工事名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) (3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。）
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

(4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。

- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
- ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。

(5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（3）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



マンホールポンプ設置(7-1)工事

# 公 告

綾部市公告第135号

庁舎改修整備事業（南庁舎）、南庁舎解体工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年10月14日

綾部市長 山崎善也

## 1 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 79号   |
| (2) 工事名  | 南庁舎解体工事  |
| (3) 工事場所 | 綾部市若竹町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要 | 南庁舎解体 R C造2階建 延べ床面積448m <sup>2</sup><br>撤去跡舗装 412m <sup>2</sup><br>区画線工 一式<br>生木撤去 一箇所 |
| (5) 予定期  | 令和7年11月12日から<br>令和8年 3月11日まで（120日間）  |

## 2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で解体工事のA等級又はB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 解体工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

## 3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年10月14日（火）午前9時から  
 ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
`(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)`  
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年10月17日（金）午前9時から午後6時まで  
 令和7年10月20日（月）午前9時から正午まで  
 ただし、紙入札希望業者の提出で10月17日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。  
 ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年10月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。  
 （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年10月24日（金）から  
 令和7年10月27日（月）正午まで  
 ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。  
 ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。  
 ④回答 令和7年10月29日（水）午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和7年11月4日（火）午前9時から午後6時まで  
令和7年11月5日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は11月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、11月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和7年11月6日（木）午前11時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築に係る解体工事（No. 9）」の算出式を適用とします。

## 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

## 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

公 告

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 \_\_\_\_\_

2 工事名 \_\_\_\_\_

3 場所 \_\_\_\_\_

4 電子入札システムでの参加ができない理由  
\_\_\_\_\_

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

綾部市長様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也 様

住 所

氏 名

(印)

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工事名

工事場所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工事番号：

工事名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)	

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任をする技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

- 1 解体工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3) の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
- ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
- ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。

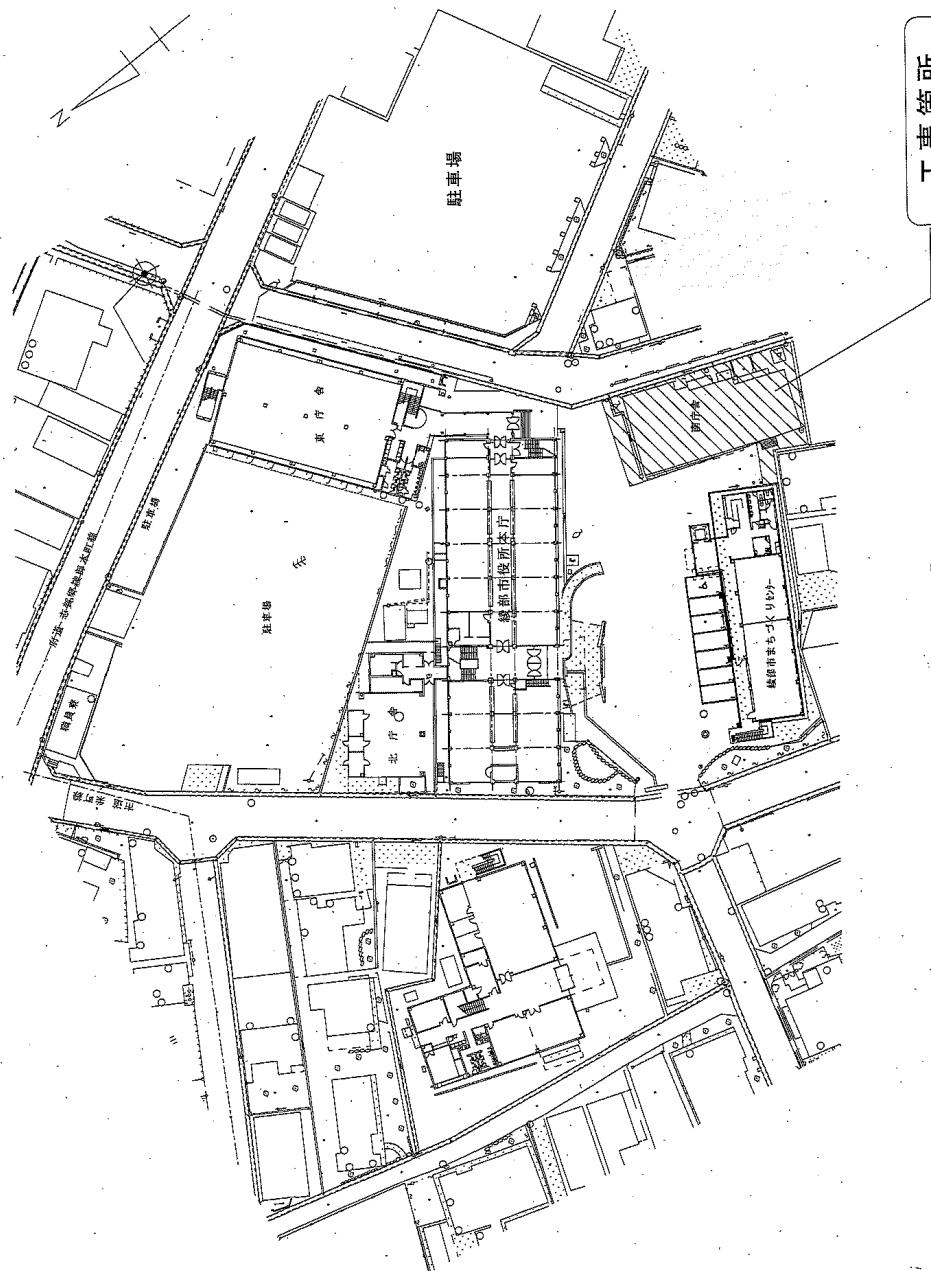
(4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次全てを満たす工事とします。

- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
- ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。

(5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

工事箇所

配線図 1:800



## 公 告

綾部市公告第136号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和7年10月16日

綾部市長 山崎善也

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 1 捕獲日時 | 令和7年10月16日 午前11時50分 |
| 2 捕獲場所 | 綾部市下八田町才ヶ花地内        |
| 3 動物種  | 猫                   |
| 4 毛色   | 黒、茶                 |
| 5 体格   | 中                   |
| 6 性別   | 不明                  |
| 7 その他  | 首輪等なし、右前肢及び右後肢を負傷   |

(注意) 公告期間満了日の翌日（令和7年10月20日）までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号 0773-75-1156

## 公 告

綾部市公告第137号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和7年10月17日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

公 告

綾部市公告第138号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年10月17日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

## 公 告

綾部市公告第139号

第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加意思表明書及び企画提案書等を提出してください。

令和7年10月29日

綾部市長 山崎善也

本市の第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定  
支援業務に関する公募型プロポーザル  
実施要領

令和7年10月

綾部市福祉部高齢者支援課

## 1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### （1）業務名

第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

### （2）業務内容

別添1「第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務基本仕様書」のとおり

### （3）業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### （4）委託料上限額

8,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳 令和7年度業務 3,597,000円

令和8年度業務 5,203,000円

\*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

## 3 委託予定者の選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（1）国又は地方公共団体からの受託により、過去3年以内（令和4年4月1日以後）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（4）綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。

## 公 告

- (5) 京都府内での第8期又は第9期の介護保険事業計画の契約実績があること。
- (6) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録をし、更新実績があること。
- (7) 過去10年間において関西2府4県において、契約解除又は指名停止の措置を受けていないこと。(過去10年間とは平成27年度～令和6年度までの期間をいう。)
- (8) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (9) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触しないこと。

### 5 スケジュール(予定)

期 日	項 目	備 考
令和7年10月29日(水)	募集開始	ホームページ及び公告
令和7年11月 6日(木)	質問書提出期限	電子メール
令和7年11月11日(火)	質問書回答期限	電子メール(必要に応じホームページ)
令和7年11月17日(月)	参加意思表明書の提出期限	持参又は郵送
令和7年11月25日(火)	企画提案書等の提出期限	持参又は郵送
令和7年11月28日(金)	審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	Zoomによるオンライン開催形式
令和7年12月 4日(木)	審査結果通知	郵送及び電子メール
令和7年12月上旬	受託者決定・見積依頼	
令和7年12月中旬	委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

### 6 要領等の配付

要領、提出書類様式及び基本仕様書の配付方法については、応募者が本市ホームページからダウンロードすることとする。

### 7 応募方法

#### (1) 参加意思表明書の提出

別添2「第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり(1のみ)

#### (2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和7年11月17日(月)午後5時15分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1  
綾部市福祉部高齢者支援課企画管理担当 坂根  
TEL : 0773-42-4339 FAX : 0773-42-0048  
e-mail : [koreisyasien@city.ayabe.lg.jp](mailto:koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

(3) 企画提案書等の提出（提出書類、様式、提出部数等）

別添 2 「第 11 次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり（2～13）

(4) 提出方法等

- ① 提出期限：令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 5 時 15 分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1  
綾部市福祉部高齢者支援課企画管理担当 坂根  
TEL : 0773-42-4339 FAX : 0773-42-0048  
e-mail : [koreisyasien@city.ayabe.lg.jp](mailto:koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

## 8 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類の審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、プロポーザル選定委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

ただし、合計点が 60 点未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。

応募者が遠方であるなど、やむを得ない理由があるときは Zoom によるプレゼンテーション及びヒアリングを行うことがある。

(2) 応募者が 1 者となった場合でも業者選定を実施する。

(3) 実施日

令和 7 年 11 月 28 日（金）午後

(4) 所要時間

# 公 告

参加者ごとに約30分間

- ①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ②質疑応答・ヒアリング（10分）

## （5）出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

## （6）その他

提案説明の際、企画提案書及びその他提出書類での説明としプロジェクトマネージャー等は使用しない。

## （7）審査基準

- ①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (30点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③プレゼンテーションにおける専門的技術力、取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	②業務の全体フロー、スケジュール	10点
	③本市の実態把握及び検証に係る手法	10点
	④推計値算定及び次期計画期間における施策の提案	10点
	⑤計画策定支援の方法及び具体的な内容	10点
	⑥基本仕様書に示された業務内容に対する更に優れた代替案、独自提案等	10点
	⑦計画書等のレイアウト及びデザインの内容	5点
	⑧見積金額	5点
合 計		100点

- ②審査項目ごとの採点基準

配 点	特 に 優 れ て い る	優 れ て い る	普 通	や や 劣 る	劣 る
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

## （8）審査結果の通知及び公表

審査結果は、各応募者に対して文書及び電子メールで通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

\*通知及び公表予定日：令和7年12月4日（木）

## 9 契約の締結

- (1) 8により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

\*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

## 10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、8により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

## 11 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式9】
- (2) 提出期限：令和7年11月6日（木）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：事務局あて電子メールによる

[koreisyasien@city.ayabe.lg.jp](mailto:koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をすること。

- (4) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メールによる
- (5) 回答期限：令和7年11月11日（火）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

（質問書には必ず電話番号を記載のこと。）

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

## 12 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの本市の承認を得なければならない。
- (6) 提出書類の受理後、やむを得ず応募を取りやめる場合については、辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 13 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1  
綾部市福祉部高齢者支援課企画管理担当 坂根  
TEL : 0773-42-4339 FAX : 0773-42-0048  
e-mail : [koreisyasien@city.ayabe.lg.jp](mailto:koreisyasien@city.ayabe.lg.jp)

**別添 1**

## 第1 1次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務基本仕様書

### 1 委託業務名

第1 1次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

### 2 業務の目的

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に基づき策定する、第11次綾部市高齢者保健福祉計画（以下「第11次計画」という。）に係る高齢者実態調査を行うとともに、第10次綾部市高齢者保健福祉計画（以下、「第10次計画」という。）の進捗状況の把握と現状分析等を行い、令和22年を見据えた地域包括ケアシステム構築に向け、第11次計画を策定する。

なお、計画策定にあたっては、介護保険法等の関係法令並びに国及び京都府の定める基本指針等の内容を整理し、本市の上位計画となる「綾部市第6次総合計画」「第5次綾部市地域福祉計画」との整合を図り、他の部門と関連する計画等の基本方針や重点取組等を把握し、施策の方向性について整合を図ること。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務内容

主な委託業務は次のとおりとする。ただし、この他必要と認められる事項については発注者及び受注者との協議によるものとする。

#### 委託期間共通業務

##### （1）情報収集及び情報提供

国及び府の高齢者保健福祉制度や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と課題についての情報収集及び情報提供を行う。

必要に応じ先進事例の情報収集及び情報提供を行う。

先進事例については、高齢者施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口、担当部局名、目的・特色などの先進事例を少なくとも50件以上提供すること。

なお、情報収集にあたっては、自治体ホームページや福祉関連書籍からの2次的情報ではなく、受注者において収集した情報を事例として掲載し取りまとめたうえで、冊子として納品すること。

**令和 7 年度業務**

(1) 第 1 次計画に係る高齢者実態調査の実施

調査方法、調査対象者の選定、調査項目、調査票のレイアウト等については、第 10 次計画の際、実施した実態調査及び本仕様書を基本とするが、より適正、効果的な実施のため、受注者は発注者に対し提案及び助言を行い、協議により決定するものとする。

- ・「認定者・高齢者一般アンケート」

厚生労働省が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査+綾部市独自調査

- ・「在宅介護者アンケート」

厚生労働省が示す在宅介護実態調査+綾部市独自調査

※なお、綾部市独自調査は、介護保険制度及び市の高齢者保健福祉施策への意向調査など市が必要とする項目（自由記載項目含む）を一体的に実施する。

① 高齢者実態調査の企画と調査票の作成

(i) 調査方法等

市内 3 圏域別に無作為抽出した対象者に調査票を郵送、回答は返信用封筒にて回収する。（無記名で実施）

(ii) 調査対象者及び標本数

市内に居住する者合計約 2,500 人程度に送付（内訳は協議により決定）

「認定者・高齢者一般アンケート」

→介護保険要支援認定者、事業対象者及び 65 歳以上の非認定者

「在宅介護者アンケート」

→介護保険要介護認定者

※参考 令和 7 年 3 月末時点

高齢者人口：11,742 人 要介護認定者数：2,020 人

要支援者認定者数：555 人 事業対象者数：278 人

(iii) 調査票等の作成・封入封緘

調査票は各調査別に作成するとともに、送付用封筒及び返信用封筒を作成し、調査票及び返信用封筒を送付用封筒に封入封緘し発注者に提供する。

また、各調査別の調査票を電子データにより発注者に提供する。

② 調査票の送付・回収【市が実施のため委託対象外】

③ 調査結果の集計・分析

(i) 調査票の点検、整理、データ入力、結果集計・分析（単純集計、クロス集計）

※参考 前回調査回収率

「認定者・高齢者一般アンケート」 68.7%

「在宅介護者アンケート」 55.6%

(ii) 厚生労働省が示す地域包括ケア「見える化」システム登録のためのデータ抽出及

## びデータ登録

- (iii) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した分析、他市比較とそれによる課題抽出
- (iv) 本市の第10次計画までの高齢者実態調査報告書の内容を踏まえた上で、第11次計画策定に向けての課題の抽出
- (v) 第10次計画に係る高齢者実態調査結果との比較・考察

## ④調査日程

- |              |  |
|--------------|--|
| (i) 契約後直ちに   | 調査項目・レイアウト協議   |
| (ii) 1月中旬    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各調査票原稿作成</li> <li>・対象者抽出（市）</li> <li>・各調査票及び送付用封筒、返信用封筒の作成・封入封緘<br/>(2月初旬に市へ納品)</li> </ul> |
| (iii) 2月10日頃 | 調査票発送（市）   |
| (iv) 2月末     | 回答期限（市）  |

## 令和8年度業務

## (1) 第11次計画の策定

## ① 第10次計画の検証

- (i) 総論第2章「高齢者等の現状と課題」に係る現状分析と課題の整理
- (ii) 計画編第1章「施策の展開」に係る高齢者保健福祉事業の現状分析と課題の整理
- (iii) 計画編第2章「サービスの見込みと保険料」に係る介護保険事業の現状分析と課題の整理

## (iv) 日常生活圏域に係る課題の整理と分析

## ② 地域包括ケアシステム構築に向けた検証・助言

令和22年を見据えた地域包括ケアシステム構築についての検証・助言を行う。

## ③ 介護保険事業数値の分析

- (i) 第10次計画の介護保険給付費実績、要介護認定者数等の分析及び全国、府内における市町村比較や数値、要因の分析又は改善策の提案
- (ii) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、認定結果の重度化動向の分析、生活援助の利用者数・回数・単位数の動向分析

## ④ 人口等の推計（日常生活圏域単位含む）

地域包括ケア「見える化」システムを活用した総人口、高齢者人口、被保険者数及び認定者数等の推計を行う。

## ⑤ 介護サービス利用者等及び介護サービス必要量の推計

国及び京都府の定める基本指針等を踏まえ、人口推計、介護サービス利用者等の推計、給付実績、本市が実施した高齢者実態調査の結果等に基づき、介護サービス必要

量の推計を行う。あわせて、地域密着型サービス事業所の必要整備数や高齢者向け住まいの必要数についての推計を行う。

⑥ 地域支援事業に係る推計

介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業、その他地域支援事業の現状分析を行うとともに、地域支援事業の対象者や地域支援事業費の推計を行う。

⑦ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した保険料額の推計

各種推計等を活用し、また国及び京都府の定める基本指針に基づき第1号被保険者の保険料額を推計する。

⑧ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業実績、KDBデータの活用

第11次計画案の検討に当たっては、本市における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施状況等の情報を把握し、あわせてKDB（国保データベースシステム）分析データを活用する。

⑨ 第11次計画案の策定

現状分析結果、綾部市高齢者対策推進協議会における意見及びパブリックコメント等を踏まえ、発注者と協議を重ね、第11次計画案を策定する。

⑩ パブリックコメント支援

ホームページ掲載原稿の作成及び寄せられた意見の整理、集約等、必要な支援を行う。

⑪ 会議開催等支援

計画策定に係る綾部市高齢者対策推進協議会における資料作成並びに会議への出席（4回程度）及び議事録の作成等、会議開催に係る業務の支援を行う。

⑫ 法改正に伴う例規整備への支援

介護保険条例や基準条例※等の改正に備え、介護関連例規の情報提供を行うとともに、必要に応じ適正な改正案等の提示を行う。

※綾部市の基準条例等

「綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

「綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

「綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

「綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」

## 5 成果品

### （1）令和7年度業務成果品

① 高齢者実態調査の調査結果報告書

電子データ一式

- ② 高齢者実態調査の集計、分析データ  
電子データー式
- (2) 令和8年度業務成果品
- ① 計画書  
500部 (A4判印刷製本、1色刷り、100ページ程度、表紙レザック)  
電子データー式
- ② 計画書概要版  
400部 (A4判印刷製本、カラー刷り、8ページ程度)  
電子データー式
- ③ 計画書及び概要版に記載されている数値の根拠となる基礎データ等、本業務に係るデータ  
電子データー式
- ④ 例規整備に係る改正案  
原稿電子データー式 (ワード形式)
- ⑤ 先進事例冊子  
5部 (A4判印刷製本、1色刷り、30ページ程度、簡易製本)  
電子データー式

## 6 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、発注者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。また、計画的な事務の遂行のため、業務着手前に工程表を作成し、発注者の確認を受けること。
- (3) 受注者は、個人情報の保護に関する法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 本業務の履行にあたり必要となる資料等については、その都度発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。
- (7) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならぬ。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが行い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

**■第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルに  
係る提出書類等一覧**

	提出書類	提出部数	記載事項、留意事項など
1	参加意思表明書 【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと
2	企画提案書等届出書 【様式2】	正本1	○必ず代表者印押印のこと
3	業務を行う者の資格、経歴及び実績書【様式3】	正本1 副本6	<p>○配置予定の総括管理者及び主任担当者について、以下の内容を記載すること</p> <p>※「総括管理者」 　　総括的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 ※「主任担当者」 　　総括管理者の下で実務等を行う者</p> <p>① 実務経験年数・資格 　　本業務の遂行に関連する実務の経験年数、保有資格</p> <p>② 主な実務実績 　　過去3年以内（令和4年4月1日以降）に従事した本業務と同種・類似業務実績のうち主なもの</p> <p>③ 今回担当する業務 　　本業務の遂行に係る業務体制など</p>
4	契約実績書 【様式4】	正本1 副本6	○過去10年間の本庁との委託契約実績を記載すること
5	第9期介護保険事業計画策定実績書 【様式5】	正本1 副本6	<p>○第9期介護保険事業計画の実績を京都府内の実績を優先的に記載すること</p> <p>○関連会社の実績を含めないこと</p>
6	京都府内契約実績書 【様式6】	正本1 副本6	<p>○京都府内での第8期又は第9期の介護保険事業計画の契約実績を記載すること</p> <p>○関連会社の実績を含めないこと</p>

7	企画提案書 様式任意 (A4判)	正本1 副本6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本仕様書の項目に基づき、下記について基本的な考え方や具体的な実施方法、実施体制、コスト縮減手法等を記載すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容</li> <li>②業務の全体フロー、スケジュール</li> </ul> </li> <li>○横書き、長辺綴じ（両面印刷）とすること</li> <li>○文字の大きさは10.5ポイント以上とすること</li> <li>○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること</li> <li>○各工程における本市と受託者の業務分担についても、できるだけ詳細に提案すること</li> </ul>
8	見積書 様式任意 (A4判)	正本1 副本6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内とすること</li> <li>○適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること</li> <li>○明細書、積算内訳書を添付のこと</li> <li>○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと</li> </ul>
9	例規整備 実績書 【様式7】	正本1 副本6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府内で携わった例規整備事業があれば記載すること</li> </ul>
10	会社概要書 【様式8】	正本1 副本6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること</li> </ul>
11	財務諸表 (写し可)	正本1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類</li> </ul>
12	登記簿謄本 (写し可)	正本1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提出日の3か月以内に発行のもの</li> </ul>
13	納税証明書 (写し可)	正本1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの（本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ）</li> <li>○提出日の3か月以内に発行のもの</li> </ul>

公 告

【様式1】

令和 年 月 日

(宛先) 綾部市長 山 崎 善 也 様

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 参 加 意 思 表 明 書

次の業務のプロポーザル方式による選定に係る企画提案書の提出について、参加資格要件を満たし、仕様書に記載されている業務を履行できることを確認の上、参加の意思を表明します。

業務名：第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務

(連絡担当者)

部署名  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

【様式2】

## 企画提案書等届出書

令和 年 月 日

綾部市長 山崎善也様

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

第11次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルによる選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	企画提案書等届出書【様式2】	正本1
②	業務を行う者の資格、経歴及び実績書【様式3】	正本1・副本6
③	契約実績書【様式4】	正本1・副本6
④	第9期介護保険事業計画策定実績書【様式5】	正本1・副本6
⑤	京都府内契約実績書【様式6】	正本1・副本6
⑥	企画提案書	正本1・副本6
⑦	見積書	正本1・副本6
⑧	例規整備実績書【様式7】	正本1・副本6
⑨	会社概要書【様式8】	正本1・副本6
⑩	プライバシーマークの認定書(写し)	正本1・副本6
⑪	財務諸表(写し)	正本1
⑫	登記簿謄本(写し)	正本1
⑬	納税証明書(写し)	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

## 【様式3】

## 業務を行う者の資格、経歴及び実績書

商号又は名称

		令和7年10月現在		
役割	配置予定者	主な実務実績 (発注者、業務名、契約期間、契約金額、担当業務)	今回担当する業務	現在手持ちの他業務の内容・件数
総括管理者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主任担当者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主任担当者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			

※主な実務実績には、過去3年以内（令和4年4月1日以降）の同種・類似業務に關わる業務実績を記入してください。

※表が不足する場合は適宜追加してください。

## 【様式4】

## 契約実績書

商号又は名称\_\_\_\_\_

令和7年10月1日現在

番号	業務名	契約期間	契約金額 (税込)
例	綾部市〇〇計画策定支援業務		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※過去10年間における本市との契約実績を記載すること。

※過去10年とは平成27年度～令和6年度までをいう。

※関連会社の実績を含めないこと。

## 【様式5】

## 第9期介護保険事業計画策定実績書

商号又は名称

令和7年10月1日現在

業務実績				
番号	自治体名	業務名	契約期間	契約金額 (税込)
例	○○市	第9期介護保険事業計画策定支援業務		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※京都府内の実績を優先的に記載すること。

※関連会社の実績を含めないこと。

※業務実績書に記載した業務に係る契約書等、契約実績の分かるものの提出を求めることがある。

## 【様式6】

## 京都府内契約実績書

商号又は名称

令和7年10月1日現在

業務実績				
番号	自治体名	業務名	契約期間	契約金額 (税込)
例	○○市	第8期介護保険事業計画		
		第9期介護保険事業計画		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※京都府内での第8期又は第9期の介護保険事業計画の契約実績を記載すること。

※関連会社の実績を含めないこと。

※業務実績書に記載した業務に係る契約書等、契約実績の分かるものの提出を求めることがある。

【様式7】

## 例規整備実績書

## 商号又は名称

令和7年10月1日現在

【様式8】

## 会 社 概 要 書

令和7年4月1日現在

商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
所 在 地			
電 話 番 号	F A X 番 号		
設 立 年 月 日			
貸借対照表総資本額	千円		
損益計算書税引前当期利益	千円		
常 勤 職 員 の 数	技術職員	事務職員	その他の職員
	人	人	人
合 計			人
主たる営業品目			
本業務に係る部署名			
代 表 者 氏 名			
所 在 地			
電 話 番 号	F A X 番 号		
取 扱 業 務			
その他特記すべき事項			

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

【様式9】

## 質 問 書

令和 年 月 日

第1 1次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

商号または名称	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各社1回とします。

※質問書は、令和7年11月6日（木）午後5時15分まで（必着）に電子メールにより提出してください。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※メール送信後、事務局に送信確認の電話をしてください。

## 公 告

綾部市公告第140号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年10月30日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

## 公 告

綾部市公告第141号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年10月30日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市教育委員会告示第15号

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条の1の規定に基づき設置する「いじめ問題対策連絡協議会」を次のとおり開催する。

令和7年10月14日

綾部市教育委員会教育長 小林 治

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 1 日 時  | 令和7年10月24日（金）午前10時から   |
| 2 場 所  | まちづくりセンター2階第1会議室       |
| 3 協議事項 | 令和7年度第1回いじめアンケート調査の報告等 |

綾部市教育委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第7回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年10月20日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

1 日 時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から

2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）